

秋田市告示第207号

令和3年5月19日付けの地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づく秋田市告示第177号を次のとおり訂正する。

令和6年6月21日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

3 変更があった事項およびその内容の項中

「主たる事務所の所在地

変更前 秋田市山内字藤倉145番地1

変更後 秋田市山内字藤倉189番地1

代表者の氏名および住所 を

変更前 佐 藤 銀太郎

秋田市山内字藤倉188番地

変更後 佐 藤 義 彰

秋田市山内字藤倉189番地1」

「代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 銀太郎

秋田市山内字藤倉188番地 に訂正する。

変更後 佐 藤 義 彰

秋田市山内字藤倉189番地1」